

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年2月6日提出
【計算期間】	第40期特定期間 (自 2025年5月10日 至 2025年11月10日)
【ファンド名】	スーパーバランス（毎月分配型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	堂島 孝太
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産（ ）
		資産複合

#### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリー ファンド	あり ( )
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ( )	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## ＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

## その他資産（投資信託証券（資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型)）

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、複数資産（当ファンドにおいては株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

## 年12回（毎月）

目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

## グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額： 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。

・日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

### リート（REIT）とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

・運用に際して、マザーファンドを活用します。

2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

<当該主要な関係法人の名称、資本金の額および関係業務の概要>

関係法人の名称                      りそなアセットマネジメント株式会社

資本金                                      10億円

関係業務の概要                      ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## [世界の6資産に分散投資]

「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせることでリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。

世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

### <アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

## [各資産の銘柄選定の方針について]

投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

- ・国内債券 安定性 信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式 成長性 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）+ アルファを目指す運用
- ・外国債券 安定性・好利回り 先進国の国債中心の運用

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用国を主な投資対象国とします。

- ・外国株式 成長性・好配当利回り 先進国の好配当銘柄に注目した運用

MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）の採用国を主な投資対象国とします。

- ・内外リート インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。

S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

- \* 東証株価指数（TOPIX）、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）、S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社、FTSE Fixed Income LLC、MSCI Inc.、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

## （２）【ファンドの沿革】

1998年12月 1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

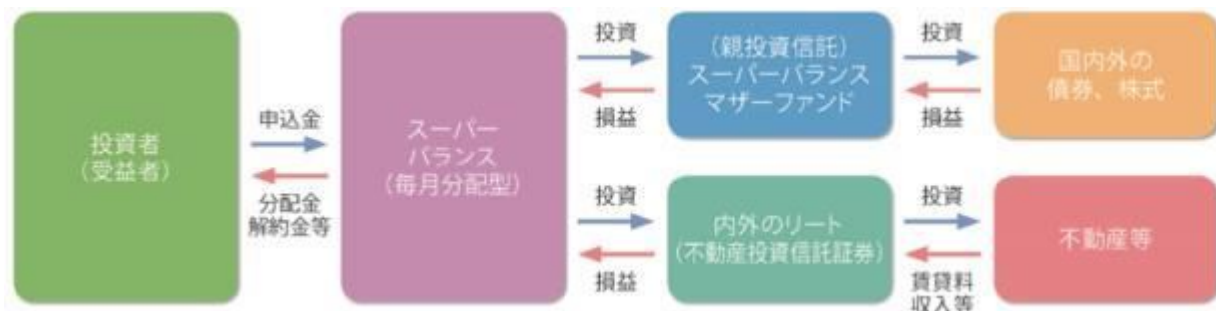
2019年 4月 1日 投資助言および情報提供先を株式会社りそな銀行からりそなアセットマネジメント株式  
会社に変更

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」および内外のリート（不動産投資信託証券）投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者） 株式会社りそな銀行

信託財産の保管・管理業務等を行います。

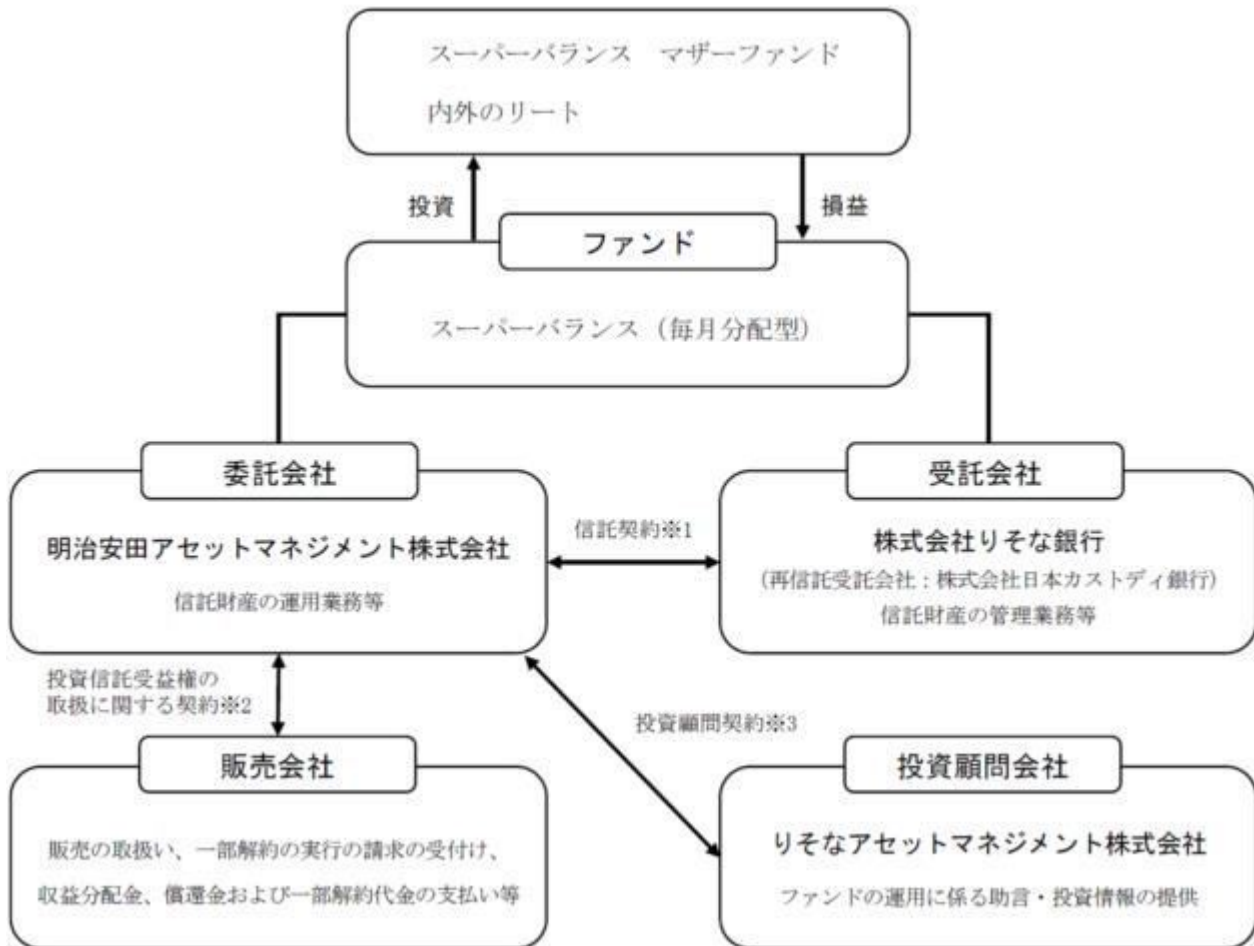
（なお、受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4. 投資顧問会社 りそなアセットマネジメント株式会社

運用に関する助言・情報提供を行います。



### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

### 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

### 3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容および方法を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 運用方針

ファンドは、日本を含む世界の債券、株式およびリート（不動産投資信託証券）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

#### 投資態度

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （2）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、上記5.の証券を以下「公社債」といい、上記3.および4.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (参考)親投資信託の概要

#### 「スーパーバランス マザーファンド」

#### 投資の基本方針

##### (1)基本方針

この投資信託は、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

##### (2)運用方法

###### 投資対象

日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

###### 投資態度

1. 日本を含む世界各国の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 外国為替予約取引を行います。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

###### 投資制限

1. 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

### （３）【運用体制】

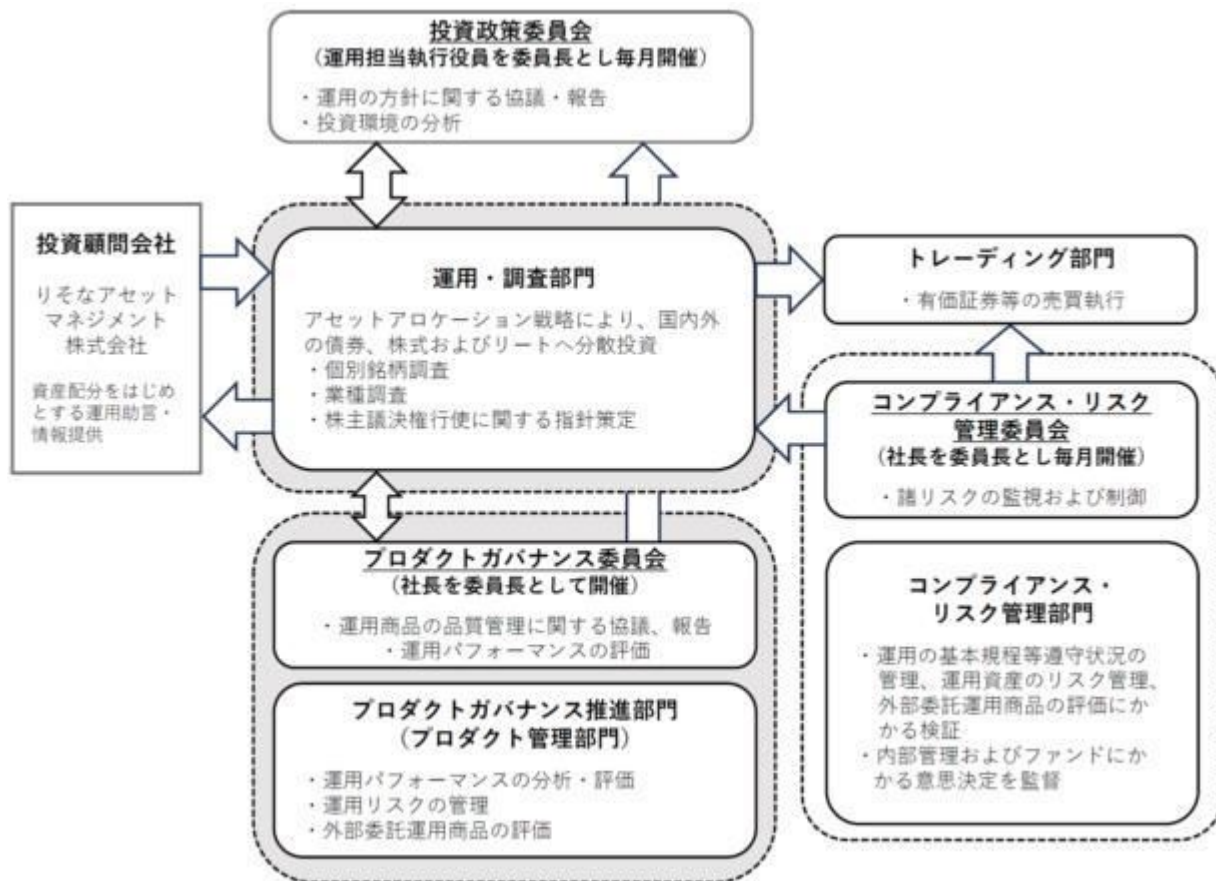
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。必要に応じて、投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。

プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて、投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



プロダクトガバナンス推進部門（プロダクト管理部門）の人数は5～10名程度です。

コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5～10名程度です。

- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ（<https://www.myam.co.jp/>）の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎月9日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心とした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - a. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



\*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

#### （前期決算日から基準価額が上昇した場合）



#### （前期決算日から基準価額が下落した場合）



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

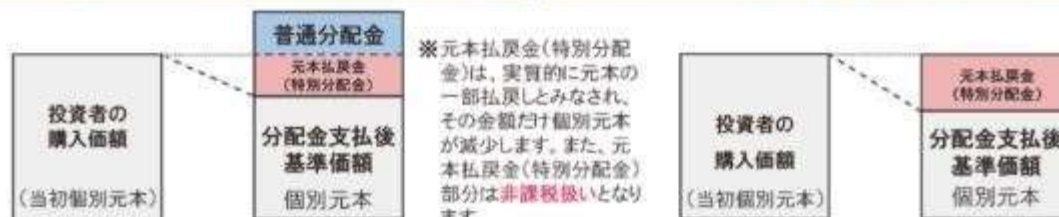
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### （分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

#### （分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

### （5）【投資制限】

## <投資信託約款に基づく主な投資制限>

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - b. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - c. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
  5. 借入金の利息は当ファンドの信託財産中より支弁します。

#### <法律等で規制される投資制限>

##### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

##### 5. リートの主なリスク

賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリーの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リーの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

リーに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リーの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他のリスク・留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## （２）リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



### <流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

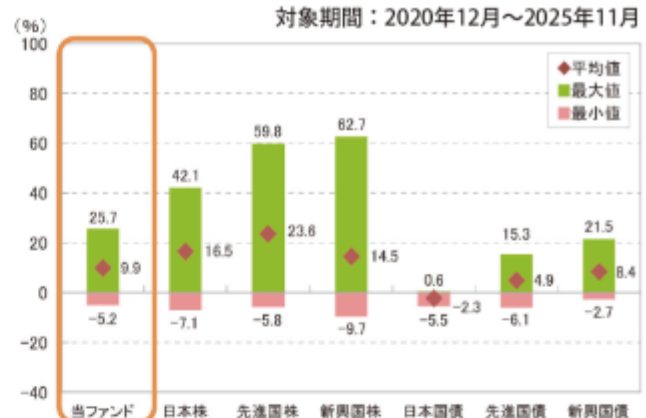
ファンドのリスク管理体制等は、2025年11月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

## &lt;各資産クラスの指数について&gt;

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## < 代表的な資産クラスの指数について >

**東証株価指数（TOPIX）（配当込み）**は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

**MSCIコクサイ・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合わせください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

## (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

信託財産留保額は、換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

## (3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

< 内訳 >

配分	料率（年率） [各販売会社の純資産総額に応じて]			
	200億円未満 の部分	200億円以上 500億円未満の部分	500億円以上 1000億円未満の部分	1000億円以上 の部分
委託会社	0.605% (税抜0.55%)	0.55% (税抜0.5%)	0.495% (税抜0.45%)	0.44% (税抜0.4%)
販売会社	0.715% (税抜0.65%)	0.77% (税抜0.7%)	0.825% (税抜0.75%)	0.88% (税抜0.8%)
受託会社	0.11%（税抜0.1%）			
合計	1.43%（税抜1.3%）			

## &lt; 内容 &gt;

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

委託会社の受取る信託報酬にはりそなアセットマネジメント株式会社に対する投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

投資対象とする投資信託証券の資産運用報酬等の実質的な負担額は組入れ銘柄の見直しにより変動する為、事前に料率、上限額等を表示することができません。

## （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

## １．個人の受益者に対する課税

< 収益分配金（普通分配金）に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 一部解約時および償還時に対する課税 &gt;

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 損益通算について &gt;

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

## 個別元本方式について

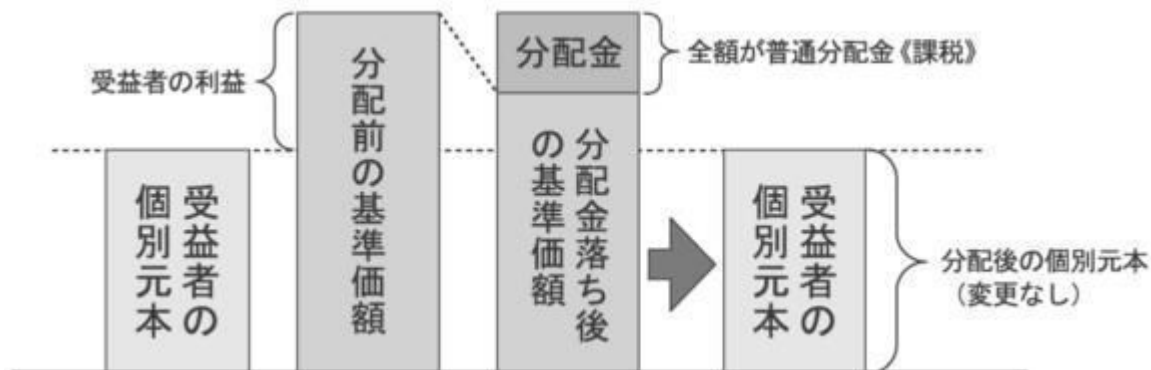
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

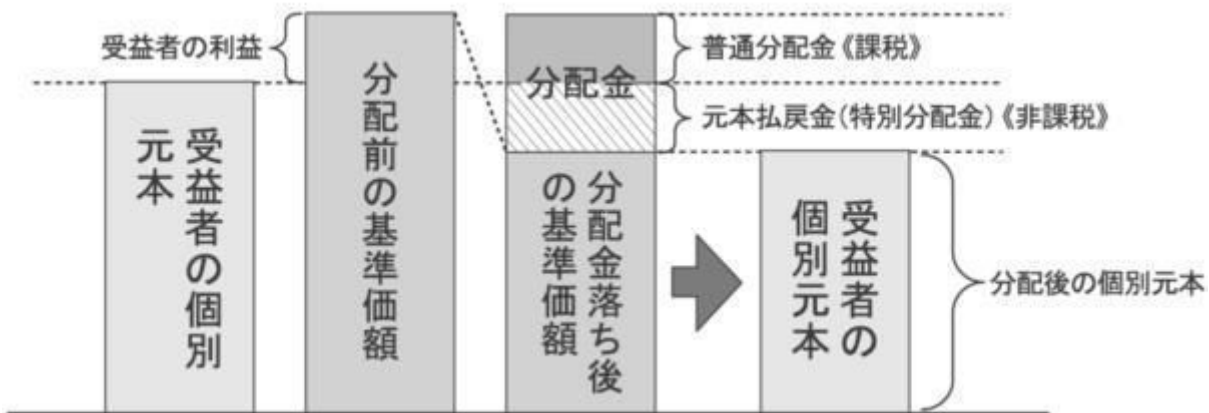
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

### 1. の場合



### 2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

2024年1月よりNISA制度が新しくなりました。2023年末までに一般NISAおよびつみたてNISAにおいて購入された商品は旧NISA制度における非課税措置が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は2025年11月28日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

2025年11月28日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.56%	1.44%	0.12%

※対象期間は2024年11月12日～2025年5月9日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2025年11月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

## (1)【投資状況】

## スーパーバランス（毎月分配型）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	香港	17,139,487	0.22
投資証券	アメリカ	1,219,980,531	16.00
	オーストラリア	97,045,096	1.27
	フランス	40,031,302	0.53
	イギリス	26,182,600	0.34
	シンガポール	24,847,137	0.33
	日本	11,197,500	0.15
	ベルギー	4,557,034	0.06
	オランダ	1,559,036	0.02
	小計	1,425,400,236	18.70
親投資信託受益証券	日本	6,082,890,077	79.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		98,703,733	1.29
合計(純資産総額)		7,624,133,533	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## スーパーバランス（毎月分配型）

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スーパーバランス マザーファン ド	2,208,827,509	2.6891	5,939,758,055	2.7539	6,082,890,077	79.78
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	5,500	29,798.85	163,893,716	32,304.93	177,677,156	2.33
3	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	8,578	19,672.72	168,752,660	20,073.70	172,192,205	2.26
4	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	900	129,180.59	116,262,533	117,536.71	105,783,046	1.39

5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	2,809	28,757.26	80,779,166	29,064.26	81,641,514	1.07
6	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	2,900	26,609.87	77,168,625	24,890.07	72,181,213	0.95
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	7,900	8,907.54	70,369,630	8,949.83	70,703,722	0.93
8	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	1,500	43,550.97	65,326,457	42,949.51	64,424,268	0.85
9	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	18,526	3,160.87	58,558,404	3,043.16	56,377,634	0.74
10	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	4,000	11,914.84	47,659,377	12,542.93	50,171,722	0.66
11	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	9,800	4,752.15	46,571,111	4,515.64	44,253,300	0.58
12	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	2,000	20,859.98	41,719,966	20,877.21	41,754,425	0.55
13	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,283	27,783.02	35,645,626	28,486.29	36,547,920	0.48
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	3,200	9,352.37	29,927,607	9,645.27	30,864,881	0.40
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	600	40,789.58	24,473,750	41,055.85	24,633,513	0.32
16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,100	20,307.07	22,337,787	21,224.93	23,347,424	0.31
17	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	1,100	19,832.49	21,815,740	20,139.48	22,153,434	0.29
18	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	5,000	4,387.20	21,936,032	4,374.67	21,873,380	0.29
19	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	1,900	10,552.16	20,049,110	10,555.29	20,055,062	0.26
20	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	6,200	3,217.18	19,946,518	3,229.71	20,024,206	0.26
21	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	46,690	420.69	19,642,464	416.60	19,451,297	0.26
22	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	12,416	1,495.67	18,570,344	1,486.55	18,457,080	0.24
23	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,400	2,791.14	17,863,338	2,853.79	18,264,311	0.24
24	香港	投資信託受益証券	LINK REIT	23,200	832.57	19,315,782	738.77	17,139,487	0.22
25	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	1,000	15,941.80	15,941,802	16,607.47	16,607,479	0.22
26	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,400	7,040.51	16,897,245	6,782.07	16,276,990	0.21
27	アメリカ	投資証券	UDR INC	2,855	5,399.03	15,414,248	5,652.77	16,138,677	0.21
28	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	966	16,322.20	15,767,252	16,630.92	16,065,476	0.21
29	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,600	9,729.85	15,567,769	9,822.26	15,715,628	0.21
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	1,400	10,928.07	15,299,305	11,161.45	15,626,035	0.20

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.22
投資証券	18.70
親投資信託受益証券	79.78
合計	98.71

## 【投資不動産物件】

スーパーバランス（毎月分配型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

スーパーバランス（毎月分配型）

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## スーパーバランス（毎月分配型）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第21期特定期間末（2016年 5月 9日）	11,755,374,001	11,770,402,797	7,822	7,832
第22期特定期間末（2016年11月 9日）	10,548,976,606	10,563,285,185	7,372	7,382
第23期特定期間末（2017年 5月 9日）	11,016,967,934	11,030,265,873	8,285	8,295
第24期特定期間末（2017年11月 9日）	10,699,699,341	10,711,829,047	8,821	8,831
第25期特定期間末（2018年 5月 9日）	9,561,389,519	9,572,831,540	8,356	8,366
第26期特定期間末（2018年11月 9日）	9,106,596,762	9,117,522,798	8,335	8,345
第27期特定期間末（2019年 5月 9日）	8,465,570,666	8,476,040,111	8,086	8,096
第28期特定期間末（2019年11月11日）	8,432,554,028	8,442,494,101	8,483	8,493
第29期特定期間末（2020年 5月11日）	7,101,352,951	7,110,816,590	7,504	7,514
第30期特定期間末（2020年11月 9日）	7,217,845,242	7,226,985,879	7,896	7,906
第31期特定期間末（2021年 5月10日）	7,615,495,624	7,623,905,205	9,056	9,066
第32期特定期間末（2021年11月 9日）	7,603,914,667	7,611,890,275	9,534	9,544
第33期特定期間末（2022年 5月 9日）	7,288,876,214	7,296,552,240	9,496	9,506
第34期特定期間末（2022年11月 9日）	7,050,064,393	7,057,501,007	9,480	9,490
第35期特定期間末（2023年 5月 9日）	6,975,044,558	6,982,330,143	9,574	9,584
第36期特定期間末（2023年11月 9日）	7,137,987,677	7,145,027,532	10,139	10,149
第37期特定期間末（2024年 5月 9日）	7,592,062,038	7,598,817,402	11,239	11,249
第38期特定期間末（2024年11月11日）	7,356,423,994	7,389,445,015	11,139	11,189
第39期特定期間末（2025年 5月 9日）	6,793,752,645	6,826,540,976	10,360	10,410
第40期特定期間末（2025年11月10日）	7,476,342,450	7,489,170,915	11,656	11,676
2024年11月末日	7,289,631,013		11,039	
12月末日	7,254,634,752		10,963	
2025年 1月末日	7,137,249,830		10,822	
2月末日	6,946,234,116		10,542	
3月末日	6,866,430,757		10,438	
4月末日	6,681,872,103		10,188	
5月末日	6,835,646,090		10,453	
6月末日	6,886,403,608		10,539	
7月末日	7,050,489,225		10,821	
8月末日	7,117,074,376		10,955	

9月末日	7,222,553,267		11,204
10月末日	7,500,115,151		11,688
11月末日	7,624,133,533		11,919

(注)分配金の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### 【分配の推移】

#### スーパーバランス（毎月分配型）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	60
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	60
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	60
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	60
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	60
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	60
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	60
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	60
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	60
第30期特定期間	2020年 5月12日～2020年11月 9日	60
第31期特定期間	2020年11月10日～2021年 5月10日	60
第32期特定期間	2021年 5月11日～2021年11月 9日	60
第33期特定期間	2021年11月10日～2022年 5月 9日	60
第34期特定期間	2022年 5月10日～2022年11月 9日	60
第35期特定期間	2022年11月10日～2023年 5月 9日	60
第36期特定期間	2023年 5月10日～2023年11月 9日	60
第37期特定期間	2023年11月10日～2024年 5月 9日	60
第38期特定期間	2024年 5月10日～2024年11月11日	500
第39期特定期間	2024年11月12日～2025年 5月 9日	500
第40期特定期間	2025年 5月10日～2025年11月10日	200

### 【収益率の推移】

#### スーパーバランス（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（％）
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	9.84

第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	4.99
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	13.20
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	7.19
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	4.59
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	0.47
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	2.27
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	5.65
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	10.83
第30期特定期間	2020年 5月12日～2020年11月 9日	6.02
第31期特定期間	2020年11月10日～2021年 5月10日	15.45
第32期特定期間	2021年 5月11日～2021年11月 9日	5.94
第33期特定期間	2021年11月10日～2022年 5月 9日	0.23
第34期特定期間	2022年 5月10日～2022年11月 9日	0.46
第35期特定期間	2022年11月10日～2023年 5月 9日	1.62
第36期特定期間	2023年 5月10日～2023年11月 9日	6.53
第37期特定期間	2023年11月10日～2024年 5月 9日	11.44
第38期特定期間	2024年 5月10日～2024年11月11日	3.56
第39期特定期間	2024年11月12日～2025年 5月 9日	2.50
第40期特定期間	2025年 5月10日～2025年11月10日	14.44

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### スーパーバランス（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	29,269,388	958,343,157
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	20,485,807	740,703,045
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	23,073,805	1,033,713,277
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	23,986,951	1,192,220,845
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	19,210,332	706,894,798
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	20,785,260	536,770,658
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	17,830,370	474,420,874
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	16,263,964	545,635,902
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	15,272,074	491,706,425
第30期特定期間	2020年 5月12日～2020年11月 9日	14,838,065	337,839,524

第31期特定期間	2020年11月10日～2021年 5月10日	20,194,950	751,251,712
第32期特定期間	2021年 5月11日～2021年11月 9日	11,406,809	445,379,296
第33期特定期間	2021年11月10日～2022年 5月 9日	28,939,504	328,521,766
第34期特定期間	2022年 5月10日～2022年11月 9日	25,416,433	264,828,842
第35期特定期間	2022年11月10日～2023年 5月 9日	27,769,878	178,798,738
第36期特定期間	2023年 5月10日～2023年11月 9日	26,940,221	272,669,957
第37期特定期間	2023年11月10日～2024年 5月 9日	15,966,991	300,457,786
第38期特定期間	2024年 5月10日～2024年11月11日	38,613,355	189,773,768
第39期特定期間	2024年11月12日～2025年 5月 9日	82,473,393	129,011,396
第40期特定期間	2025年 5月10日～2025年11月10日	32,651,002	176,084,359

(参考)

(1) 投資状況

スーパーバランス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,407,569,620	39.58
	アメリカ	575,144,421	9.46
	イギリス	39,952,182	0.66
	ドイツ	37,819,653	0.62
	オーストラリア	35,300,244	0.58
	シンガポール	31,608,649	0.52
	香港	21,954,784	0.36
	スイス	19,483,725	0.32
	フィンランド	18,796,246	0.31
	カナダ	16,259,024	0.27
	フランス	15,987,102	0.26
	イタリア	9,200,495	0.15
	スペイン	9,172,650	0.15
	スウェーデン	5,912,002	0.10
	小計	3,244,160,797	53.33
国債証券	アメリカ	1,092,224,169	17.96
	中国	289,540,179	4.76
	日本	239,298,260	3.93
	スペイン	207,843,924	3.42
	イタリア	160,162,300	2.63
	イギリス	117,665,061	1.93
	ドイツ	101,204,845	1.66
	フランス	97,300,554	1.60
	オランダ	50,650,056	0.83
	メキシコ	46,320,500	0.76
	オーストラリア	42,617,863	0.70
	カナダ	33,616,666	0.55
	アイルランド	26,202,156	0.43
	オーストリア	16,369,969	0.27
	ポーランド	16,246,260	0.27
ポルトガル	15,582,370	0.26	

	マレーシア	13,352,717	0.22
	シンガポール	10,773,589	0.18
	イスラエル	8,615,279	0.14
	ニュージーランド	7,133,995	0.12
	ノルウェー	4,269,196	0.07
	スウェーデン	4,037,331	0.07
	ベルギー	3,492,168	0.06
	小計	2,604,519,407	42.82
特殊債券	オーストラリア	11,627,645	0.19
社債券	フィンランド	49,407,049	0.81
	オランダ	18,534,096	0.30
	オーストラリア	15,619,144	0.26
	小計	83,560,289	1.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		138,935,922	2.28
合計(純資産総額)		6,082,804,060	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		141,267,274	2.32
	売建		143,797,375	2.36

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## スーパーバランス マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%		8,330,000	2,330.15	194,101,913	2,336.12	194,598,956	2.52	2033/8/25	3.20
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%		1,060,000	15,707.05	166,494,754	15,723.57	166,669,860	3.75	2027/8/15	2.74
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%		840,000	15,842.39	133,076,151	15,864.90	133,265,208	3.875	2029/11/30	2.19

4	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	38,500	2,330.00	89,705,000	2,423.50	93,304,750			1.53
5	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	27,100	3,130.07	84,824,965	3,133.00	84,904,300			1.40
6	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.55%		3,700,000	2,274.88	84,170,714	2,284.33	84,520,235	2.55	2028/10/15	1.39
7	日本	株式	ソニーグループ	電気機 器	18,000	4,284.00	77,112,000	4,575.00	82,350,000			1.35
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%		500,000	15,718.06	78,590,325	15,790.87	78,954,368	3.75	2030/5/31	1.30
9	日本	株式	三井住友フィ ナンシャルグ ループ	銀行業	15,600	4,224.99	65,909,885	4,698.00	73,288,800			1.20
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%		520,000	13,936.39	72,469,274	14,072.22	73,175,578	3.75	2043/11/15	1.20
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%		450,000	16,150.02	72,675,095	16,226.50	73,019,252	4.375	2030/11/30	1.20
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%		430,000	15,800.05	67,940,221	15,873.47	68,255,927	3.875	2030/6/30	1.12
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5%		400,000	16,254.03	65,016,134	16,359.88	65,439,524	4.5	2031/12/31	1.08
14	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.2%		330,000	19,727.02	65,099,187	19,692.70	64,985,923	4.2	2037/1/31	1.07
15	日本	株式	日立製作所	電気機 器	12,600	5,114.00	64,436,400	4,968.00	62,596,800			1.03
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%		370,000	15,855.11	58,663,931	16,004.40	59,216,296	4.25	2035/8/15	0.97
17	イタリア	国債証券	BTPS 3.85%		310,000	18,980.83	58,840,578	19,020.78	58,964,430	3.85	2034/7/1	0.97
18	イタリア	国債証券	BTPS 0.25%		320,000	17,378.57	55,611,440	17,382.75	55,624,806	0.25	2028/3/15	0.91
19	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.5%		280,000	16,970.52	47,517,456	16,990.49	47,573,389	0.5	2029/5/25	0.78
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%		290,000	15,907.34	46,131,294	16,049.68	46,544,072	4.25	2034/11/15	0.77
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%		310,000	14,796.64	45,869,584	14,909.82	46,220,471	2.875	2032/5/15	0.76
22	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5%		250,000	17,967.50	44,918,760	17,953.88	44,884,710	2.5	2035/2/15	0.74
23	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%		210,000	20,917.52	43,926,799	20,923.74	43,939,861	4.5	2034/9/7	0.72
24	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.25%		250,000	17,091.28	42,728,210	17,110.35	42,775,880	1.25	2030/10/31	0.70
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 3.55%		220,000	18,906.37	41,594,027	18,933.61	41,653,955	3.55	2033/10/31	0.68

26	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	7,600	5,134.32	39,020,886	5,473.00	41,594,800			0.68
27	日本	株式	三井物産	卸売業	10,000	4,051.22	40,512,216	4,147.00	41,470,000			0.68
28	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2,400	22,255.00	53,412,000	16,825.00	40,380,000			0.66
29	日本	国債証券	第353回利付国債10年		41,000,000	97.12	39,822,070	97.04	39,789,270	0.1	2028/12/20	0.65
30	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	4,100	9,450.00	38,745,000	9,360.00	38,376,000			0.63

#### □ 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	-------------

株式	国内	水産・農林業	0.31
		鉱業	0.42
		建設業	1.47
		食料品	0.85
		繊維製品	0.20
		パルプ・紙	0.01
		化学	1.46
		医薬品	1.21
		石油・石炭製品	0.25
		ゴム製品	0.32
		ガラス・土石製品	0.38
		鉄鋼	0.45
		非鉄金属	0.56
		金属製品	0.05
		機械	2.02
		電気機器	7.82
		輸送用機器	2.56
		精密機器	1.11
		その他製品	0.42
		電気・ガス業	1.04
		陸運業	0.58
		海運業	0.02
		空運業	0.02
		倉庫・運輸関連業	0.22
		情報・通信業	2.64
		卸売業	2.93
		小売業	1.75
		銀行業	4.86
		証券、商品先物取引業	0.14
		保険業	1.17
	その他金融業	0.50	
	不動産業	1.01	
	サービス業	0.83	
	外国	エネルギー	0.78
	素材	0.23	
	資本財	0.31	
	運輸	0.29	
	自動車・自動車部品	0.14	
	耐久消費財・アパレル	0.31	

	消費者サービス	0.05
	メディア・娯楽	0.11
	一般消費財・サービス流通・小売り	0.20
	食品・飲料・タバコ	0.73
	ヘルスケア機器・サービス	0.18
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.16
	銀行	1.24
	金融サービス	0.72
	保険	0.84
	ソフトウェア・サービス	1.12
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.90
	電気通信サービス	1.25
	公益事業	2.15
	半導体・半導体製造装置	1.04
国債証券		42.82
特殊債券		0.19
社債券		1.37
合計		97.72

#### 投資不動産物件

スーパーバランス マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

スーパーバランス マザーファンド

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	546,970.44	85,506,739	85,635,989	1.40
	ユーロ	買建	306,402.78	55,475,785	55,631,285	0.91
	米ドル	売建	795,261.05	124,321,488	124,509,410	2.04
	ユーロ	売建	106,233.14	19,234,051	19,287,965	0.31

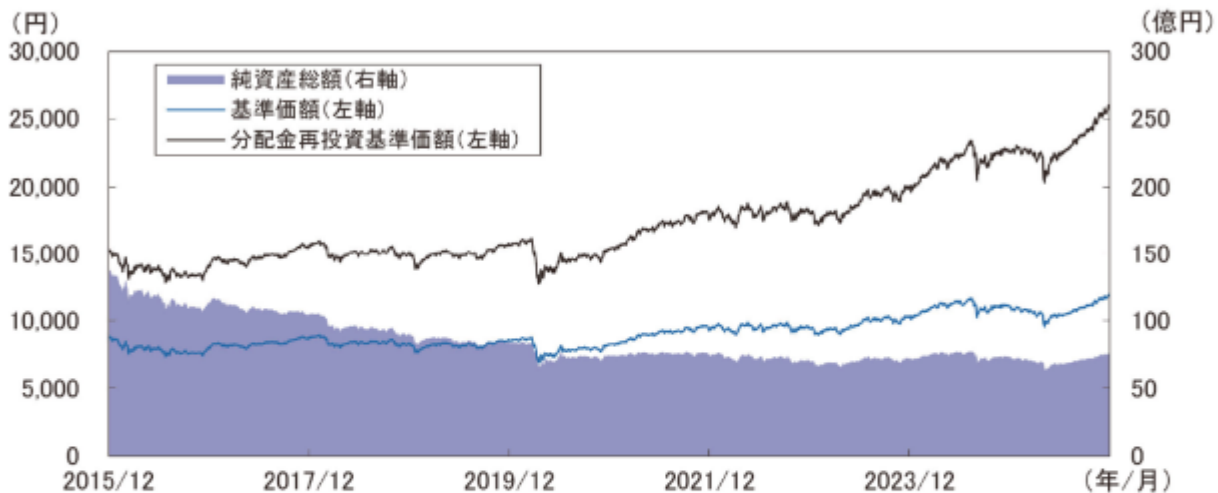
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2025年11月28日現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

基準価額	11,919円	純資産総額	76億円
------	---------	-------	------

## 分配の推移

分配金の推移	
2025年11月	20円
2025年10月	20円
2025年 9月	20円
2025年 8月	20円
2025年 7月	20円
直近1年間累計	700円
設定来累計	6,775円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
スーパーバランス マザーファンド	79.78
内外リート	18.92
その他の資産（負債控除後）	1.29

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

### スーパーバランス マザーファンドの資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	53.33
国債証券	42.82
社債券	1.37
その他の資産（負債控除後）	2.28

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 組入上位10銘柄（内外リート）

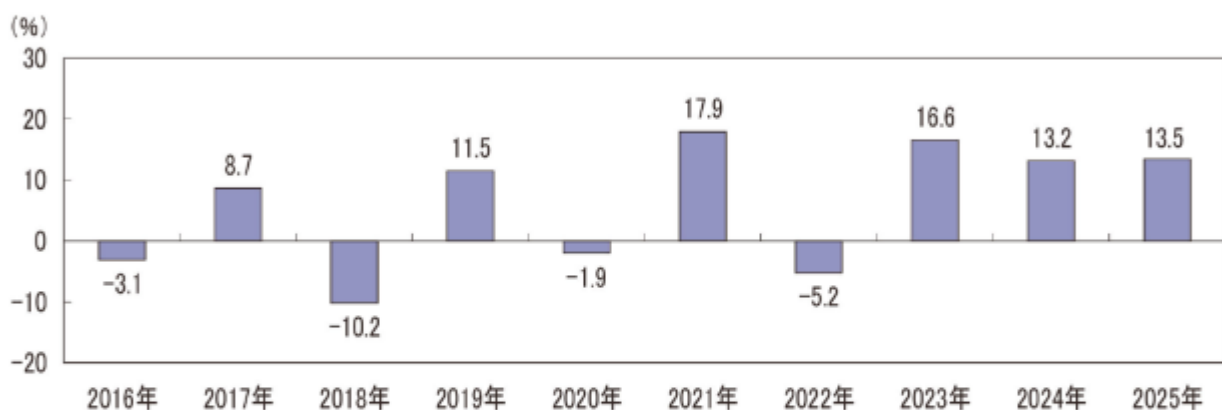
順位	銘柄名	国/地域	投資比率(%)
1	WELLTOWER INC	アメリカ	2.33
2	PROLOGIS INC	アメリカ	2.26
3	EQUINIX INC	アメリカ	1.39
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.07
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	0.95
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	0.93
7	PUBLIC STORAGE	アメリカ	0.85
8	GOODMAN GROUP	オーストラリア	0.74
9	VENTAS INC	アメリカ	0.66
10	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	0.58

※投資比率は対純資産総額比

## 組入上位10銘柄（スーパーバランス マザーファンド）

順位	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	CHINA GOVT BOND 2.52%	中国	国債証券	3.20
2	US TREASURY N/B 3.75%	アメリカ	国債証券	2.74
3	US TREASURY N/B 3.875%	アメリカ	国債証券	2.19
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	1.53
5	トヨタ自動車	日本	株式	1.40
6	CHINA GOVT BOND 2.55%	中国	国債証券	1.39
7	ソニーグループ	日本	株式	1.35
8	US TREASURY N/B 3.75%	アメリカ	国債証券	1.30
9	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	1.20
10	US TREASURY N/B 3.75%	アメリカ	国債証券	1.20

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

 年間収益率の推移(暦年ベース)


※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2025年は11月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

4. 申込手数料は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

申込手数料につきましては、詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金を税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。

販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。

「分配金再投資コース」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約(名称が異なる場合があります。)を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。

7. 申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

- 「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  4. 換金（解約）手数料はありません。
  5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
  6. 一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
  7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
  8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
  9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回るようになった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1. から5. の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。

#### 運用状況に係る情報の提供

5月および11月の計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

## 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

##### (4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期特定期間（2025年5月10日から2025年11月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【スーパーバランス（毎月分配型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第39期特定期間末 2025年 5月 9日現在	第40期特定期間末 2025年11月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	24,964,671	49,614,475
コール・ローン	154,892,293	45,537,720
投資信託受益証券	17,226,000	18,989,534
投資証券	1,275,726,992	1,396,010,307
親投資信託受益証券	5,360,386,293	5,989,166,426
未収入金	478,179	-
未収配当金	638,940	294,952
未収利息	1,922	560
流動資産合計	6,834,315,290	7,499,613,974
資産合計	6,834,315,290	7,499,613,974
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	32,788,331	12,828,465
未払解約金	107	1,116,888
未払受託者報酬	595,725	714,650
未払委託者報酬	7,148,704	8,575,800
その他未払費用	29,778	35,721
流動負債合計	40,562,645	23,271,524
負債合計	40,562,645	23,271,524
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,557,666,257	6,414,232,900
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	236,086,388	1,062,109,550
（分配準備積立金）	1,140,452,268	1,514,517,952
元本等合計	6,793,752,645	7,476,342,450
純資産合計	6,793,752,645	7,476,342,450
負債純資産合計	6,834,315,290	7,499,613,974

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第39期特定期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月 9日	第40期特定期間 自 2025年 5月10日 至 2025年11月10日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	22,555,105	23,659,250
受取利息	146,612	195,790
有価証券売買等損益	88,944,535	919,571,300
為替差損益	68,963,391	78,392,708
その他収益	402,579	-
<b>営業収益合計</b>	<b>134,803,630</b>	<b>1,021,819,048</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,782,495	3,939,846
委託者報酬	45,389,912	47,278,098
その他費用	949,064	782,011
<b>営業費用合計</b>	<b>50,121,471</b>	<b>51,999,955</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>184,925,101</b>	<b>969,819,093</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>184,925,101</b>	<b>969,819,093</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>184,925,101</b>	<b>969,819,093</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	260,571	1,198,051
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>752,219,734</b>	<b>236,086,388</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>6,349,046</b>	<b>2,159,782</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	504,698	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,844,348	2,159,782
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>8,362,444</b>	<b>14,733,666</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,139,425	14,733,666
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	223,019	-
<b>分配金</b>	<b>329,455,418</b>	<b>130,023,996</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>236,086,388</b>	<b>1,062,109,550</b>

## （ 3 ）【注記表】

## （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>（ 1 ）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（ 2 ）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（ 3 ）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>（ 4 ）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>（ 1 ）受取配当金の計上基準 国内投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>投資信託受益証券についての受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>（ 2 ）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>（ 3 ）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は2025年 5月10日から2025年11月10日までとなっております。</p>

## （ 重要な会計上の見積りに関する注記 ）

該当事項はありません。

## （ 貸借対照表に関する注記 ）

第39期特定期間末 2025年 5月 9日現在		第40期特定期間末 2025年11月10日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	6,557,666,257口	1. 特定期間の末日における受益権の総数	6,414,232,900口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0360円 (10,360円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1656円 (11,656円)

## （ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第39期特定期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月 9日		第40期特定期間 自 2025年 5月10日 至 2025年11月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
第231期		第237期	
2024年11月12日		2025年 5月10日	
2024年12月 9日		2025年 6月 9日	
A	費用控除後の配当等収益額 2,989,293円	A	費用控除後の配当等収益額 11,088,931円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 61,432,800円	C	収益調整金額 76,341,581円
D	分配準備積立金額 1,423,974,308円	D	分配準備積立金額 1,133,586,185円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,488,396,401円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,221,016,697円
F	当ファンドの期末残存口数 6,597,407,692口	F	当ファンドの期末残存口数 6,525,798,642口
G	10,000口当たり収益分配対象額 2,256円	G	10,000口当たり収益分配対象額 1,871円
H	10,000口当たり分配金額 250円	H	10,000口当たり分配金額 100円
I	収益分配金金額 164,935,192円	I	収益分配金金額 65,257,986円
第232期		第238期	
2024年12月10日		2025年 6月10日	
2025年 1月 9日		2025年 7月 9日	
A	費用控除後の配当等収益額 15,750,565円	A	費用控除後の配当等収益額 18,193,447円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 70,599,594円	C	収益調整金額 78,119,103円
D	分配準備積立金額 1,256,974,270円	D	分配準備積立金額 1,078,354,845円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,343,324,429円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,174,667,395円
F	当ファンドの期末残存口数 6,617,135,678口	F	当ファンドの期末残存口数 6,529,658,725口
G	10,000口当たり収益分配対象額 2,030円	G	10,000口当たり収益分配対象額 1,798円
H	10,000口当たり分配金額 50円	H	10,000口当たり分配金額 20円
I	収益分配金金額 33,085,678円	I	収益分配金金額 13,059,317円
第233期		第239期	
2025年 1月10日		2025年 7月10日	
2025年 2月10日		2025年 8月12日	
A	費用控除後の配当等収益額 -円	A	費用控除後の配当等収益額 8,622,652円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 71,431,144円	C	収益調整金額 78,324,754円
D	分配準備積立金額 1,232,602,077円	D	分配準備積立金額 1,080,438,327円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,304,033,221円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,167,385,733円
F	当ファンドの期末残存口数 6,585,165,453口	F	当ファンドの期末残存口数 6,513,346,003口
G	10,000口当たり収益分配対象額 1,980円	G	10,000口当たり収益分配対象額 1,792円
H	10,000口当たり分配金額 50円	H	10,000口当たり分配金額 20円
I	収益分配金金額 32,925,827円	I	収益分配金金額 13,026,692円
第234期		第240期	
2025年 2月11日		2025年 8月13日	
2025年 3月10日		2025年 9月 9日	
A	費用控除後の配当等収益額 5,070,918円	A	費用控除後の配当等収益額 9,765,780円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 74,018,648円
C	収益調整金額 73,063,727円	C	収益調整金額 78,994,036円
D	分配準備積立金額 1,198,090,098円	D	分配準備積立金額 1,070,399,066円

E 当ファンドの分配対象収益額	1,276,224,743円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,233,177,530円
F 当ファンドの期末残存口数	6,585,221,428口	F 当ファンドの期末残存口数	6,484,692,499口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,938円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,901円
H 10,000口当たり分配金額	50円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I 収益分配金金額 第235期 2025年 3月11日 2025年 4月 9日	32,926,107円	I 収益分配金金額 第241期 2025年 9月10日 2025年10月 9日	12,969,384円
A 費用控除後の配当等収益額	33,570,436円	A 費用控除後の配当等収益額	36,610,041円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	262,777,834円
C 収益調整金額	73,641,904円	C 収益調整金額	78,950,992円
D 分配準備積立金額	1,164,790,967円	D 分配準備積立金額	1,133,202,441円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,272,003,307円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,511,541,308円
F 当ファンドの期末残存口数	6,558,856,797口	F 当ファンドの期末残存口数	6,441,076,391口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,939円	G 10,000口当たり収益分配対象額	2,346円
H 10,000口当たり分配金額	50円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I 収益分配金金額 第236期 2025年 4月10日 2025年 5月 9日	32,794,283円	I 収益分配金金額 第242期 2025年10月10日 2025年11月10日	12,882,152円
A 費用控除後の配当等収益額	9,481,816円	A 費用控除後の配当等収益額	9,063,909円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	104,974,595円
C 収益調整金額	75,255,783円	C 収益調整金額	79,204,563円
D 分配準備積立金額	1,163,758,783円	D 分配準備積立金額	1,413,307,913円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,248,496,382円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,606,550,980円
F 当ファンドの期末残存口数	6,557,666,257口	F 当ファンドの期末残存口数	6,414,232,900口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,903円	G 10,000口当たり収益分配対象額	2,504円
H 10,000口当たり分配金額	50円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I 収益分配金金額	32,788,331円	I 収益分配金金額	12,828,465円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第39期特定期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月 9日	第40期特定期間 自 2025年 5月10日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（デリバティブ取引に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」の通りであります。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスク等の低減、外貨建資金の受渡または効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## 2．金融商品の時価等に関する事項

	第39期特定期間末 2025年 5月 9日現在	第40期特定期間末 2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第39期特定期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月 9日	第40期特定期間 自 2025年 5月10日 至 2025年11月10日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,523,000	422,398
投資証券	135,113,083	15,255,939
親投資信託受益証券	425,364,623	97,996,847
合計	563,000,706	113,675,184

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第39期特定期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月 9日	第40期特定期間 自 2025年 5月10日 至 2025年11月10日
該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 元本の移動

（単位：円）

	第39期特定期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月 9日	第40期特定期間 自 2025年 5月10日 至 2025年11月10日
期首元本額	6,604,204,260円	6,557,666,257円
期中追加設定元本額	82,473,393円	32,651,002円
期中一部解約元本額	129,011,396円	176,084,359円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	日本ビルファンド投資法人	75	10,807,500	
	投資証券 小計		75	10,807,500	
	親投資信託受益証券	スーパーバランス マザーファンド	2,227,201,081	5,989,166,426	
	親投資信託受益証券 小計		2,227,201,081	5,989,166,426	
日本円合計			2,227,201,156	5,999,973,926	

米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,400	77,854.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	2,700	86,400.00	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	1,124	6,047.12	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,283	227,578.54	
		BXP INC	1,300	94,068.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,000	101,780.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,900	492,681.00	
		EQUINIX INC	900	742,275.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,600	99,392.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,200	191,072.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	600	156,252.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,000	266,360.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,400	107,880.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,400	114,048.00	
		INVITATION HOMES INC	5,000	140,050.00	
		KIMCO REALTY CORP	6,200	127,348.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,100	142,615.00	
		PROLOGIS INC	8,578	1,077,396.80	
		PUBLIC STORAGE	1,500	417,075.00	
		REALTY INCOME CORP	7,900	449,273.00	
		REGENCY CENTERS CORP	1,400	97,678.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	2,809	515,732.40	
		SUN COMMUNITIES INC	1,100	139,282.00	
UDR INC	2,855	98,411.85			
VENTAS INC	4,000	304,280.00			
VICI PROPERTIES INC	9,800	297,332.00			
WELLTOWER INC	5,500	1,046,375.00			
WP CAREY INC	1,900	128,003.00			
米ドル合計			88,449	7,744,539.71	(1,192,116,997)
ユーロ	投資証券	CONFINIMMO	324	25,158.60	
		COVIVIO	498	27,614.10	
		GECINA SA	467	37,289.95	
		KLEPIERRE	2,001	67,193.58	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	966	86,824.08	
		WERELDHAVE NV	425	8,202.50	
ユーロ合計			4,681	252,282.81	(44,868,497)

イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	6,159	39,571.57
		SEGRO PLC	12,416	89,569.02
イギリスポンド合計			18,575	129,140.59 (26,134,181)
オースト ラリアド ル	投資証券	GOODMAN GROUP	18,526	572,082.88
		SCENTRE GROUP	46,690	191,895.90
		STOCKLAND	20,675	129,218.75
		VICINITY CENTERS	32,939	84,653.23
オーストラリアドル合計			118,830	977,850.76 (97,990,424)
香港ドル	投資信託受益証券	LINK REIT	23,200	959,552.00
香港ドル合計			23,200	959,552.00 (18,989,534)
シンガ ポールド ル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	31,100	88,013.00
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	49,936	115,851.52
シンガポールドル合計			81,036	203,864.52 (24,092,708)
合計				7,404,166,267 (1,404,192,341)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	投資証券 28銘柄		15.9%	84.8%
ユーロ	投資証券 6銘柄		0.6%	3.2%
イギリスポンド	投資証券 2銘柄		0.3%	1.9%
オーストラリアドル	投資証券 4銘柄		1.3%	7.0%
香港ドル	投資信託受益 証券 1銘柄	0.3%		1.4%
シンガポールドル	投資証券 2銘柄		0.3%	1.7%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## スーパーバランス マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2025年11月10日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	51,427,224
コール・ローン	80,323,995
株式	3,161,038,802
国債証券	2,554,748,377
特殊債券	11,519,991
社債券	81,989,302
未収入金	91,360,879
未収配当金	23,065,576
未収利息	19,008,661
前払費用	8,638,052
流動資産合計	6,083,120,859
資産合計	6,083,120,859
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	93,890,122
流動負債合計	93,890,122
負債合計	93,890,122
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,227,201,081
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,762,029,656
元本等合計	5,989,230,737
純資産合計	5,989,230,737
負債純資産合計	6,083,120,859

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3.費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

2025年11月10日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月10日
期首元本額	2,329,488,633円
期末元本額	2,227,201,081円
期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	102,287,552円
元本の内訳	
スーパーバランス（毎月分配型）	2,227,201,081円
2. 1口当たり純資産額	2.6891円
(10,000口当たり純資産額)	(26,891円)

（注）\* は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

日本円	ニッスイ	15,200	1,115.50	16,955,600
	I N P E X	5,600	2,981.00	16,693,600
	東急建設	800	1,058.00	846,400
	大成建設	1,300	11,670.00	15,171,000
	長谷工コーポレーション	4,000	2,663.50	10,654,000
	鹿島建設	2,700	5,203.00	14,048,100
	西松建設	1,200	5,324.00	6,388,800
	浅沼組	300	906.00	271,800
	熊谷組	1,300	1,494.00	1,942,200
	五洋建設	7,600	1,501.50	11,411,400
	大和ハウス工業	2,400	5,415.00	12,996,000
	ライト工業	500	3,290.00	1,645,000
	積水ハウス	1,000	3,367.00	3,367,000
	日本電設工業	400	3,015.00	1,206,000
	エクシオグループ	5,000	2,295.00	11,475,000
	森永乳業	500	3,418.00	1,709,000
	ヤクルト本社	200	2,477.00	495,400
	明治ホールディングス	800	3,118.00	2,494,400
	S F o o d s	300	2,563.00	768,900
	アサヒグループホールディングス	300	1,733.00	519,900
	キリンホールディングス	1,200	2,226.50	2,671,800
	味の素	2,000	3,527.00	7,054,000
	キューピー	2,300	4,218.00	9,701,400
	ニチレイ	300	1,832.00	549,600
	日本たばこ産業	5,200	5,541.00	28,813,200
	グンゼ	100	3,885.00	388,500
	T S Iホールディングス	100	964.00	96,400
	王子ホールディングス	300	785.60	235,680
	レンゴー	100	997.00	99,700
	クラレ	600	1,693.50	1,016,100
	旭化成	13,600	1,286.00	17,489,600
	レゾナック・ホールディングス	1,400	5,767.00	8,073,800
	日産化学	100	5,134.00	513,400
	東亜合成	300	1,563.50	469,050
デンカ	700	2,435.50	1,704,850	
信越化学工業	2,800	4,551.00	12,742,800	
日本触媒	900	1,794.00	1,614,600	
三井化学	400	3,664.00	1,465,600	
東京応化工業	800	5,881.00	4,704,800	

三菱ケミカルグループ	1,500	851.10	1,276,650
日本ゼオン	500	1,632.00	816,000
積水樹脂	800	2,084.00	1,667,200
花王	1,800	6,605.00	11,889,000
a r t i e n c e	400	3,210.00	1,284,000
富士フイルムホールディングス	400	3,362.00	1,344,800
ノエビアホールディングス	100	4,525.00	452,500
アース製薬	300	5,080.00	1,524,000
武田薬品工業	1,800	4,182.00	7,527,600
アステラス製薬	2,500	1,765.50	4,413,750
塩野義製薬	1,300	2,647.00	3,441,100
中外製薬	300	7,238.00	2,171,400
エーザイ	700	4,392.00	3,074,400
小野薬品工業	4,100	1,916.50	7,857,650
ゼリア新薬工業	200	1,927.00	385,400
第一三共	3,600	3,305.00	11,898,000
大塚ホールディングス	1,800	8,184.00	14,731,200
出光興産	1,000	1,095.00	1,095,000
E N E O Sホールディングス	2,900	1,007.50	2,921,750
横浜ゴム	1,500	5,601.00	8,401,500
T O Y O T I R E	500	4,293.00	2,146,500
ブリヂストン	700	6,916.00	4,841,200
住友ゴム工業	1,300	1,888.00	2,454,400
A G C	600	5,252.00	3,151,200
日本電気硝子	2,400	5,571.00	13,370,400
住友大阪セメント	100	3,946.00	394,600
T O T O	300	3,918.00	1,175,400
日本製鉄	5,300	611.60	3,241,480
J F Eホールディングス	1,700	1,800.50	3,060,850
丸一鋼管	800	1,307.50	1,046,000
大同特殊鋼	6,300	1,493.00	9,405,900
J X 金属	1,700	1,962.00	3,335,400
三井金属	400	15,965.00	6,386,000
三菱マテリアル	500	2,940.50	1,470,250
D O W Aホールディングス	1,400	5,680.00	7,952,000
東邦チタニウム	300	1,348.00	404,400
U A C J	2,200	1,988.00	4,373,600
住友電気工業	3,300	6,030.00	19,899,000
フジクラ	400	20,510.00	8,204,000

リョービ	700	2,608.00	1,825,600
L I X I L	1,200	1,791.00	2,149,200
ノーリツ	300	2,064.00	619,200
パイオラックス	300	1,710.00	513,000
日本製鋼所	500	8,872.00	4,436,000
三浦工業	500	3,120.00	1,560,000
アマダ	2,700	1,809.00	4,884,300
オーエスジー	100	2,257.00	225,700
D M G 森精機	400	2,696.50	1,078,600
ディスコ	200	50,020.00	10,004,000
やまびこ	700	2,581.00	1,806,700
三井海洋開発	800	10,530.00	8,424,000
S M C	100	54,090.00	5,409,000
サトー	500	2,268.00	1,134,000
小松製作所	3,400	5,166.00	17,564,400
住友重機械工業	1,400	4,072.00	5,700,800
クボタ	1,700	2,105.50	3,579,350
小森コーポレーション	400	1,471.00	588,400
鶴見製作所	200	1,994.00	398,800
ダイキン工業	500	19,710.00	9,855,000
栗田工業	400	6,545.00	2,618,000
ダイフク	900	5,048.00	4,543,200
タダノ	100	1,031.00	103,100
平和	1,000	2,013.00	2,013,000
T H K	400	4,119.00	1,647,600
三菱重工業	9,600	4,362.00	41,875,200
I H I	100	2,999.00	299,900
スター精密	1,000	1,700.00	1,700,000
キオクシアホールディングス	300	13,320.00	3,996,000
イビデン	900	13,035.00	11,731,500
コニカミノルタ	16,100	622.60	10,023,860
ブラザー工業	400	2,645.50	1,058,200
日立製作所	13,500	5,114.00	69,039,000
三菱電機	7,700	4,311.00	33,194,700
富士電機	1,200	10,570.00	12,684,000
山洋電気	1,900	3,790.00	7,201,000
K O K U S A I E L E C T R I C	1,000	5,919.00	5,919,000
ソシオネクスト	1,500	2,342.00	3,513,000
J V C ケンウッド	2,400	1,368.00	3,283,200

日本電気	4,100	5,612.00	23,009,200
富士通	6,800	4,069.00	27,669,200
ルネサスエレクトロニクス	2,400	1,850.00	4,440,000
セイコーエプソン	100	1,924.00	192,400
パナソニック ホールディングス	2,900	1,723.00	4,996,700
アンリツ	1,100	2,221.00	2,443,100
ソニーグループ	18,000	4,284.00	77,112,000
T D K	10,100	2,505.50	25,305,550
アルプスアルパイン	2,100	1,991.00	4,181,100
メイコー	100	8,930.00	893,000
ヒロセ電機	100	18,155.00	1,815,500
古野電気	300	8,070.00	2,421,000
横河電機	2,900	4,600.00	13,340,000
アズビル	1,400	1,474.50	2,064,300
日本光電工業	200	1,742.50	348,500
堀場製作所	100	13,750.00	1,375,000
アドバンテスト	1,600	20,720.00	33,152,000
キーエンス	400	55,360.00	22,144,000
日本マイクロニクス	100	8,600.00	860,000
オブテックスグループ	700	2,395.00	1,676,500
レーザーテック	400	28,835.00	11,534,000
図研	400	4,695.00	1,878,000
ファナック	4,400	5,135.00	22,594,000
京セラ	5,700	2,045.00	11,656,500
村田製作所	5,000	3,229.00	16,145,000
キヤノン	400	4,449.00	1,779,600
東京エレクトロン	900	34,200.00	30,780,000
豊田自動織機	200	16,950.00	3,390,000
デンソー	8,200	2,071.50	16,986,300
川崎重工業	200	11,380.00	2,276,000
日産自動車	200	358.90	71,780
いすゞ自動車	300	1,938.00	581,400
トヨタ自動車	25,900	3,131.00	81,092,900
アイシン	6,200	2,802.50	17,375,500
本田技研工業	10,500	1,511.00	15,865,500
スズキ	5,800	2,234.50	12,960,100
S U B A R U	1,000	3,372.00	3,372,000
豊田合成	600	3,839.00	2,303,400
シマノ	200	16,080.00	3,216,000

テルモ	1,800	2,521.50	4,538,700
島津製作所	2,100	4,223.00	8,868,300
東京計器	800	6,150.00	4,920,000
マニー	100	1,472.00	147,200
オリンパス	1,900	2,087.50	3,966,250
H O Y A	1,700	25,000.00	42,500,000
A & D ホロンホールディングス	400	1,835.00	734,000
朝日インテック	900	2,413.50	2,172,150
バンダイナムコホールディングス	100	4,518.00	451,800
T O P P A Nホールディングス	100	3,771.00	377,100
大日本印刷	400	2,616.50	1,046,600
アシックス	200	3,713.00	742,600
ローランド	200	3,270.00	654,000
ヤマハ	900	1,050.00	945,000
ピジョン	400	1,647.50	659,000
リンテック	400	3,855.00	1,542,000
任天堂	1,400	13,420.00	18,788,000
中部電力	8,800	2,254.00	19,835,200
関西電力	100	2,380.50	238,050
東北電力	200	1,060.00	212,000
四国電力	500	1,417.00	708,500
九州電力	100	1,550.50	155,050
電源開発	3,000	2,880.00	8,640,000
東京瓦斯	600	5,820.00	3,492,000
大阪瓦斯	3,700	4,981.00	18,429,700
東邦瓦斯	500	4,723.00	2,361,500
東武鉄道	400	2,535.50	1,014,200
相鉄ホールディングス	200	2,630.00	526,000
京王電鉄	300	3,680.00	1,104,000
東日本旅客鉄道	5,900	3,878.00	22,880,200
西日本旅客鉄道	600	3,091.00	1,854,600
東海旅客鉄道	200	4,128.00	825,600
サカイ引越センター	100	2,819.00	281,900
近鉄グループホールディングス	700	2,923.00	2,046,100
名古屋鉄道	300	1,619.50	485,850
山九	100	8,595.00	859,500
センコーグループホールディングス	300	2,009.00	602,700
S Gホールディングス	300	1,502.50	450,750

NIPPON EXPRESSホールディングス	400	3,318.00	1,327,200
日本郵船	300	4,988.00	1,496,400
日本航空	1,200	2,989.00	3,586,800
ANAホールディングス	500	2,878.50	1,439,250
三菱倉庫	6,200	1,097.00	6,801,400
上組	2,500	4,733.00	11,832,500
MIXI	100	3,025.00	302,500
ネクソン	300	3,290.00	987,000
エムアップホールディングス	1,500	1,816.00	2,724,000
テクマトリックス	100	2,057.00	205,700
インターネットイニシアティブ	1,800	2,864.00	5,155,200
チェンジホールディングス	2,400	1,112.00	2,668,800
野村総合研究所	1,700	6,159.00	10,470,300
ラクスル	200	1,034.00	206,800
Sansan	200	1,730.00	346,000
JMDC	800	4,220.00	3,376,000
フジ・メディア・ホールディングス	100	3,564.00	356,400
オービック	300	4,902.00	1,470,600
LINEヤフー	2,900	428.70	1,243,230
トレンドマイクロ	200	7,835.00	1,567,000
大塚商会	800	3,030.00	2,424,000
アルゴグラフィックス	100	1,388.00	138,800
TBSホールディングス	1,700	5,507.00	9,361,900
日本テレビホールディングス	1,900	3,900.00	7,410,000
NTT	239,300	151.40	36,230,020
KDDI	8,200	2,633.50	21,594,700
ソフトバンク	32,800	221.90	7,278,320
GMOインターネットグループ	100	3,456.00	345,600
DT S	1,700	1,182.00	2,009,400
スクウェア・エニックス・ホールディングス	200	3,067.00	613,400
NSD	700	3,474.00	2,431,800
ソフトバンクグループ	2,400	22,255.00	53,412,000
レスター	100	2,556.00	255,600
TOKAIホールディングス	2,000	1,038.00	2,076,000
シップヘルスケアホールディングス	100	2,416.00	241,600
ヤマエグループホールディングス	100	2,425.00	242,500
メディカルホールディングス	100	2,625.00	262,500
伊藤忠商事	4,700	9,450.00	44,415,000

丸紅	4,900	3,934.00	19,276,600
豊田通商	3,000	4,871.00	14,613,000
兼松	900	3,216.00	2,894,400
三井物産	8,200	4,035.00	33,087,000
住友商事	5,300	4,755.00	25,201,500
三菱商事	10,100	3,672.00	37,087,200
岩谷産業	700	1,672.50	1,170,750
サンリオ	300	6,010.00	1,803,000
泉州電業	100	4,580.00	458,000
トラスコ中山	300	2,427.00	728,100
パルグループホールディングス	1,000	2,143.00	2,143,000
ジンズホールディングス	200	6,720.00	1,344,000
Monotaro	900	2,322.50	2,090,250
ZOZO	1,800	1,292.50	2,326,500
物語コーポレーション	300	4,230.00	1,269,000
ネクステージ	900	2,519.00	2,267,100
コスモス薬品	400	7,570.00	3,028,000
セブン&アイ・ホールディングス	900	2,007.50	1,806,750
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	2,200	759.00	1,669,800
ツルハホールディングス	900	2,737.50	2,463,750
FOOD & LIFE COMPANIES	300	7,904.00	2,371,200
ノジマ	1,700	1,105.00	1,878,500
良品計画	2,000	3,442.00	6,884,000
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	13,600	1,002.50	13,634,000
ゼンショーホールディングス	300	9,496.00	2,848,800
サイゼリヤ	1,300	5,400.00	7,020,000
丸井グループ	3,600	3,046.00	10,965,600
イオン	1,200	2,302.50	2,763,000
ファーストリテイリング	500	58,230.00	29,115,000
いよぎんホールディングス	5,200	2,361.00	12,277,200
しずおかフィナンシャルグループ	5,500	2,102.50	11,563,750
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	1,000	2,230.50	2,230,500
京都フィナンシャルグループ	2,000	3,205.00	6,410,000
ゆうちょ銀行	2,800	1,756.50	4,918,200
横浜フィナンシャルグループ	11,100	1,125.50	12,493,050
西日本フィナンシャルホールディングス	700	2,715.50	1,900,850
あおぞら銀行	100	2,267.50	226,750
三菱UFJフィナンシャル・グループ	38,500	2,330.00	89,705,000

りそなホールディングス	400	1,523.00	609,200
三井住友トラストグループ	700	4,311.00	3,017,700
三井住友フィナンシャルグループ	14,300	4,189.00	59,902,700
千葉銀行	1,400	1,496.00	2,094,400
群馬銀行	1,100	1,592.50	1,751,750
ふくおかフィナンシャルグループ	600	4,557.00	2,734,200
八十二銀行	8,200	1,556.50	12,763,300
紀陽銀行	700	2,980.00	2,086,000
山陰合同銀行	400	1,383.00	553,200
みずほフィナンシャルグループ	6,000	5,080.00	30,480,000
トモニホールディングス	1,600	724.00	1,158,400
F P G	100	2,248.00	224,800
ジャパンインベストメントアドバイザー	1,100	2,108.00	2,318,800
S B Iホールディングス	200	6,847.00	1,369,400
野村ホールディングス	3,600	1,101.00	3,963,600
松井証券	300	797.00	239,100
かんぽ生命保険	2,700	3,998.00	10,794,600
S O M P Oホールディングス	400	4,624.00	1,849,600
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	1,700	3,239.00	5,506,300
第一生命ホールディングス	11,400	1,091.00	12,437,400
東京海上ホールディングス	5,300	5,868.00	31,100,400
プレミアグループ	900	1,990.00	1,791,000
東京センチュリー	100	1,924.50	192,450
アイフル	1,900	498.00	946,200
オリックス	5,300	3,862.00	20,468,600
三菱H C キャピタル	1,500	1,235.00	1,852,500
日本取引所グループ	6,400	1,780.00	11,392,000
イー・ギャランティ	100	1,671.00	167,100
日本駐車場開発	6,500	271.00	1,761,500
野村不動産ホールディングス	10,800	896.60	9,683,280
オープンハウスグループ	100	7,765.00	776,500
霞ヶ関キャピタル	200	8,230.00	1,646,000
パーク24	900	1,750.50	1,575,450
三井不動産	8,700	1,658.50	14,428,950
三菱地所	300	3,389.00	1,016,700
住友不動産	3,100	6,813.00	21,120,300
レオパレス21	1,300	659.00	856,700
スターツコーポレーション	400	4,780.00	1,912,000

トーセイ	1,900	3,280.00	6,232,000	
日本空港ビルデング	100	5,054.00	505,400	
パーソルホールディングス	7,900	257.60	2,035,040	
カカクコム	400	2,520.00	1,008,000	
インフォマート	1,500	336.00	504,000	
プレステージ・インターナショナル	1,600	635.00	1,016,000	
電通グループ	200	3,220.00	644,000	
H.U.グループホールディングス	600	3,923.00	2,353,800	
オリエンタルランド	2,300	3,095.00	7,118,500	
ユー・エス・エス	800	1,725.00	1,380,000	
リクルートホールディングス	2,200	8,107.00	17,835,400	
日本郵政	2,900	1,440.00	4,176,000	
セコム	200	5,330.00	1,066,000	
メイテックグループホールディングス	300	3,246.00	973,800	
船井総研ホールディングス	800	2,501.00	2,000,800	
日本円 小計	981,800		2,350,132,640	

米ドル	CHEVRON CORP	480	155.02	74,409.60
	EXXON MOBIL CORP	740	117.22	86,742.80
	KINDER MORGAN INC	3,690	26.55	97,969.50
	3M CO	700	164.84	115,388.00
	FORD MOTOR CO	4,060	13.21	53,632.60
	HASBRO INC	1,060	76.57	81,164.20
	WHIRLPOOL CORP	410	67.59	27,711.90
	COMCAST CORP-CLASS A	1,630	27.35	44,580.50
	ALTRIA GROUP INC	1,820	58.03	105,614.60
	KRAFT HEINZ CO/THE	241	24.28	5,851.48
	CVS HEALTH CORPORATION	880	78.99	69,511.20
	AMGEN INC	377	320.20	120,715.40
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,060	46.69	49,491.40
	GILEAD SCIENCES INC	1,150	118.84	136,666.00
	MERCK & CO. INC.	700	86.28	60,396.00
	PFIZER INC	1,850	24.43	45,195.50
	M & T BANK CORP	556	185.86	103,338.16
	CME GROUP INC	360	276.50	99,540.00
	FRANKLIN RESOURCES INC	2,520	22.23	56,019.60
	STATE STREET CORP	490	118.31	57,971.90
	WESTERN UNION CO	4,530	9.10	41,223.00
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	450	143.06	64,377.00
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	470	164.64	77,380.80
	ACCENTURE PLC-CL A	300	245.76	73,728.00
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	500	306.38	153,190.00
	MICROSOFT CORP	433	496.82	215,123.06
	CISCO SYSTEMS INC	1,490	71.07	105,894.30
	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	5,150	23.45	120,767.50
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	460	279.35	128,501.00
	AT&T INC	3,354	24.83	83,279.82
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	1,750	40.03	70,052.50
	CONSOLIDATED EDISON INC	960	98.52	94,579.20
	DTE ENERGY COMPANY	710	136.75	97,092.50
	DUKE ENERGY CORP	690	123.66	85,325.40
ENERGY CORP	1,260	97.19	122,459.40	
EXELON CORP	1,040	46.21	48,058.40	
NISOURCE INC	1,800	43.55	78,390.00	
PPL CORPORATION	1,890	36.58	69,136.20	

	BROADCOM INC	580	349.43	202,669.40
	QUALCOMM INC	590	170.89	100,825.10
	TEXAS INSTRUMENTS INC	464	160.55	74,495.20
	米ドル 小計	53,645		3,598,458.12 (553,910,658)
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA	990	93.54	92,604.60
	BCE INC	1,520	32.53	49,445.60
	カナダドル 小計	2,510		142,050.20 (15,574,383)
ユーロ	TOTALENERGIES SE	450	53.58	24,111.00
	DHL GROUP	2,186	43.01	94,019.86
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	202	533.00	107,666.00
	ELISA OYJ	926	38.68	35,817.68
	ORANGE S.A.	4,442	14.16	62,920.93
	FORTUM OYJ	3,863	19.61	75,772.74
	IBERDROLA SA	2,773	17.64	48,915.72
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	5,592	8.98	50,249.71
	ユーロ 小計	20,434		499,473.64 (88,831,386)
イギリスポンド	BP PLC	2,893	4.58	13,270.19
	RIO TINTO PLC	600	52.26	31,356.00
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,071	41.30	44,232.30
	IMPERIAL BRANDS PLC	2,556	31.71	81,050.76
	ABERDEEN GROUP PLC	9,418	2.01	18,967.85
	イギリスポンド 小計	16,538		188,877.10 (38,223,058)
スイスフラン	SWISS RE AG	323	147.15	47,529.45
	SWISSCOM AG-REG	93	603.00	56,079.00
	スイスフラン 小計	416		103,608.45 (19,777,817)
スウェーデンクローナ	TELIA CO AB	9,446	38.10	359,892.60
	スウェーデンクローナ 小計	9,446		359,892.60 (5,808,666)
オーストラリアドル	FORTESCUE LTD	3,383	20.08	67,930.64
	TABCORP HOLDINGS LTD	32,189	0.93	29,935.77
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	16,728	7.40	123,787.20
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	3,106	43.44	134,924.64

オーストラリアドル 小計		55,406		356,578.25 (35,732,706)	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	20,000	38.70	774,000.00	
	CLP HOLDINGS LTD	5,000	67.70	338,500.00	
香港ドル 小計		25,000		1,112,500.00 (22,016,375)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	3,100	54.98	170,438.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	19,900	4.63	92,137.00	
シンガポールドル 小計		23,000		262,575.00 (31,031,113)	
合 計		1,188,195		3,161,038,802 (810,906,162)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
----	-----	-----	------	-----	----

日本円	国債証券	第460回利付国債2年	3,000,000	2,995,980	
		第461回利付国債2年	20,000,000	19,976,200	
		第179回利付国債5年	5,000,000	4,946,600	
		第180回利付国債5年	5,000,000	4,968,400	
		第8回利付国債40年	1,000,000	670,230	
		第10回利付国債40年	3,000,000	1,686,480	
		第13回利付国債40年	2,000,000	908,240	
		第18回利付国債40年	3,000,000	2,817,660	
		第353回利付国債10年	41,000,000	39,822,070	
		第356回利付国債10年	8,000,000	7,682,560	
		第360回利付国債10年	6,000,000	5,673,600	
		第361回利付国債10年	6,000,000	5,655,180	
		第362回利付国債10年	5,000,000	4,692,600	
		第363回利付国債10年	9,000,000	8,409,330	
		第365回利付国債10年	3,000,000	2,778,240	
		第366回利付国債10年	4,000,000	3,711,280	
		第368回利付国債10年	25,000,000	22,979,000	
		第379回利付国債10年	34,000,000	33,452,260	
		第380回利付国債10年	14,000,000	14,000,000	
		第49回利付国債30年	3,000,000	2,408,550	
		第50回利付国債30年	1,000,000	705,480	
		第56回利付国債30年	1,000,000	676,520	
		第60回利付国債30年	5,000,000	3,366,250	
		第67回利付国債30年	4,000,000	2,344,040	
		第69回利付国債30年	2,000,000	1,182,120	
		第71回利付国債30年	2,000,000	1,159,980	
		第87回利付国債30年	6,000,000	5,605,260	
		第88回利付国債30年	3,000,000	3,032,400	
		第174回利付国債20年	3,000,000	2,300,040	
		第175回利付国債20年	3,000,000	2,320,440	
		第176回利付国債20年	7,000,000	5,375,090	
		第177回利付国債20年	1,000,000	749,110	
		第181回利付国債20年	3,000,000	2,383,590	
		第185回利付国債20年	4,000,000	3,213,240	
第188回利付国債20年	2,000,000	1,722,600			
第191回利付国債20年	5,000,000	4,544,500			
第193回利付国債20年	2,000,000	1,956,240			
第194回利付国債20年	8,000,000	8,052,000			
日本円合計		262,000,000	240,923,360		

米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	230,000.00	200,315.62	
		US TREASURY N/B 1.625%	600,000.00	588,281.25	
		US TREASURY N/B 1.875%	300,000.00	212,062.50	
		US TREASURY N/B 2.25%	50,000.00	32,117.18	
		US TREASURY N/B 2.875%	310,000.00	292,853.12	
		US TREASURY N/B 2%	330,000.00	198,696.08	
		US TREASURY N/B 3.625%	100,000.00	83,039.06	
		US TREASURY N/B 3.75%	140,000.00	140,360.93	
		US TREASURY N/B 3.75%	1,060,000.00	1,062,981.25	
		US TREASURY N/B 3.75%	500,000.00	501,757.81	
		US TREASURY N/B 3.75%	520,000.00	462,678.12	
		US TREASURY N/B 3.875%	300,000.00	302,765.62	
		US TREASURY N/B 3.875%	430,000.00	433,762.50	
		US TREASURY N/B 4.25%	490,000.00	497,675.38	
		US TREASURY N/B 4.25%	220,000.00	222,999.20	
		US TREASURY N/B 4.25%	370,000.00	374,538.28	
		US TREASURY N/B 4.375%	450,000.00	463,992.18	
		US TREASURY N/B 4.5%	400,000.00	415,093.75	
		US TREASURY N/B 4.625%	160,000.00	158,000.00	
		US TREASURY N/B 4.75%	160,000.00	161,249.99	
		US TREASURY N/B 4.75%	170,000.00	171,394.53	
		US TREASURY N/B 4%	200,000.00	202,445.31	
			国債証券 小計		7,490,000.00
	社債券	NORDEA BANK AB 4.625%	200,000.00	198,820.00	
		WESTPAC BANKING 4.322%	100,000.00	99,610.00	
	社債券 小計		300,000.00	298,430.00	(45,937,329)
米ドル合計			7,790,000.00	7,477,489.66	(1,151,009,982)
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 1.0%	110,000.00	107,621.80	
		CANADA-GOV'T 2%	60,000.00	43,692.00	
		CANADA-GOV'T 3%	150,000.00	148,923.00	
カナダドル合計			320,000.00	300,236.80	(32,917,962)
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	2,450,000.00	2,381,625.40	
		MEXICAN BONOS 8.5%	1,430,000.00	1,444,289.99	
		MEXICAN BONOS 8%	1,720,000.00	1,617,217.96	

メキシコペソ合計			5,600,000.00	5,443,133.35 (45,441,998)
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0%	20,000.00	19,219.40
		BTPS 1.65%	50,000.00	47,575.00
		BTPS 3.15%	40,000.00	40,608.00
		BTPS 3.85%	410,000.00	428,532.00
		BTPS 3.85%	50,000.00	47,985.00
		BTPS 4.5%	110,000.00	114,114.00
		BUNDESUBL-191 2.4%	70,000.00	70,552.30
		DEUTSCHLAND REP 2.1%	70,000.00	69,831.30
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	350,000.00	346,297.00
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	190,000.00	171,123.50
		DEUTSCHLAND REP 2.6%	140,000.00	139,189.40
		FRANCE O.A.T. 0.5%	280,000.00	261,660.00
		FRANCE O.A.T. 0%	200,000.00	174,860.00
		FRANCE O.A.T. 0%	20,000.00	16,851.00
		FRANCE O.A.T. 1.25%	80,000.00	64,152.00
		FRANCE O.A.T. 2.5%	100,000.00	99,520.00
		FRANCE O.A.T. 3%	190,000.00	149,454.00
		IRISH GOVT 1.1%	150,000.00	144,240.00
		NETHERLANDS GOVT 0%	90,000.00	80,770.50
		NETHERLANDS GOVT 4%	180,000.00	198,162.00
		PORTUGUESE OT'S 2.25%	90,000.00	85,653.00
		REP OF AUSTRIA 3.2%	70,000.00	69,272.00
		REP OF AUSTRIA 3.45%	20,000.00	20,901.00
		SPANISH GOV'T 1.25%	250,000.00	235,287.50
		SPANISH GOV'T 1.4%	70,000.00	68,540.50
		SPANISH GOV'T 2.7%	30,000.00	24,831.00
		SPANISH GOV'T 3.15%	120,000.00	120,264.00
		SPANISH GOV'T 3.55%	220,000.00	229,042.00
			国債証券 小計	
	社債券	ING GROEP NV 4.125%	100,000.00	102,400.00
		OP CORPORATE BK 3.625%	100,000.00	100,310.00
	社債券 小計		200,000.00	202,710.00 (36,051,973)
ユーロ合計			3,860,000.00	3,741,197.40 (665,371,957)

イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 4.5%	210,000.00	211,869.00	
		UK TSY GILT 1.75%	50,000.00	26,947.50	
		UK TSY GILT 4.125%	20,000.00	20,178.00	
		UK TSY GILT 4.375%	180,000.00	156,888.00	
		UK TSY GILT 4.5%	150,000.00	150,420.00	
イギリスポンド合計			610,000.00	566,302.50	(114,602,636)
スウェー デンク ローナ	国債証券	SWEDISH GOVRMNT 2.5%	250,000.00	246,152.50	
スウェーデンクローナ合計			250,000.00	246,152.50	(3,972,901)
ノル ウェーク ローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	310,000.00	276,303.00	
ノルウェークローネ合計			310,000.00	276,303.00	(4,185,990)
ポーラ ンドズ ロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 4.5%	380,000.00	376,618.00	
ポーランドズロチ合計			380,000.00	376,618.00	(15,795,999)
オース トラリ アド ル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	170,000.00	149,243.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.25%	120,000.00	120,346.20	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.75%	30,000.00	28,911.54	
	国債証券 小計		320,000.00	298,500.74	(29,912,759)
	特殊債券	TREAS CORP VICT 2%	150,000.00	114,958.50	
	特殊債券 小計		150,000.00	114,958.50	(11,519,991)
オーストラリアドル合計			470,000.00	413,459.24	(41,432,750)
ニュー ジーラ ンド ドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75%	70,000.00	60,191.39	
		NEW ZEALAND GVT 4.25%	20,000.00	20,423.14	
ニュージーランドドル合計			90,000.00	80,614.53	(6,978,799)
シンガ ポール ドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	85,000.00	90,015.00	
シンガポールドル合計			85,000.00	90,015.00	(10,637,972)

マレーシア アリン ギット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.582%	350,000.00	352,590.35
マレーシアアリンギット合計			350,000.00	352,590.35 (13,001,451)
イスラエル シュケ ル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	200,000.00	179,184.28
イスラエルシュケル合計			200,000.00	179,184.28 (8,477,333)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.67%	80,000.00	80,129.84
		CHINA GOVT BOND 2.52%	8,330,000.00	8,776,537.98
		CHINA GOVT BOND 2.55%	4,140,000.00	4,258,565.46
		CHINA GOVT BOND 2.6%	450,000.00	471,964.95
人民元合計			13,000,000.00	13,587,198.23 (293,506,580)
合計				2,648,257,670 (2,407,334,310)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 41銘柄	9.2%		17.2%
	国債証券 22銘柄		18.5%	34.3%
	社債券 2銘柄		0.8%	1.4%
カナダドル	株式 2銘柄	0.3%		0.5%
	国債証券 3銘柄		0.5%	1.0%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄		0.8%	1.4%
ユーロ	株式 8銘柄	1.5%		2.8%
	国債証券 28銘柄		10.5%	19.6%
	社債券 2銘柄		0.6%	1.1%
イギリスポンド	株式 5銘柄	0.6%		1.2%
	国債証券 5銘柄		1.9%	3.6%
スイスフラン	株式 2銘柄	0.3%		0.6%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	0.1%		0.2%
	国債証券 1銘柄		0.1%	0.1%

ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄		0.1%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄		0.3%	0.5%
オーストラリアドル	株式	4銘柄	0.6%		1.1%
	国債証券	3銘柄		0.5%	0.9%
	特殊債券	1銘柄		0.2%	0.4%
ニュージーランドドル	国債証券	2銘柄		0.1%	0.2%
香港ドル	株式	2銘柄	0.4%		0.7%
シンガポールドル	株式	2銘柄	0.5%		1.0%
	国債証券	1銘柄		0.2%	0.3%
マレーシアリングット	国債証券	1銘柄		0.2%	0.4%
イスラエルシェケル	国債証券	1銘柄		0.1%	0.3%
人民元	国債証券	4銘柄		4.9%	9.1%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

(2025年11月28日現在)

## 【純資産額計算書】

スーパーバランス（毎月分配型）

資産総額	7,635,992,326円
負債総額	11,858,793円
純資産総額（ - ）	7,624,133,533円
発行済口数	6,396,722,944口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1919円
（1万口当たり純資産額）	（11,919円）

（参考）

## 純資産額計算書

スーパーバランス マザーファンド

資産総額	6,231,272,959円
負債総額	148,468,899円
純資産総額（ - ）	6,082,804,060円
発行済口数	2,208,827,509口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7539円
（1万口当たり純資産額）	（27,539円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

- 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。
- プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	154 本	1,879,681,252,715 円
	単体型	21 本	416,164,712,354 円
公社債投資信託	単体型	17 本	24,919,048,308 円
合計		192 本	2,320,765,013,377 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

	( 単位：千円 )	
	前事業年度 ( 2024年3月31日 )	当事業年度 ( 2025年3月31日 )
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,955,345	9,552,621
前払費用	173,318	234,646
未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
未収運用受託報酬	431,223	405,189
未収投資助言報酬	9,464	2,915
その他	8,832	4,723
流動資産合計	11,413,886	12,026,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 557,378	<sup>1</sup> 507,278
器具備品	<sup>1</sup> 241,461	<sup>1</sup> 163,332
建設仮勘定	-	5,198
有形固定資産合計	798,839	675,809
無形固定資産		
ソフトウェア	241,134	184,197
ソフトウェア仮勘定	2,431	-
無形固定資産合計	243,565	184,197
投資その他の資産		
投資有価証券	3,966	1,913
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	3,658	1,624
前払年金費用	474,192	505,299
繰延税金資産	6,588	-
投資その他の資産合計	788,405	808,836
固定資産合計	1,830,811	1,668,843
資産合計	13,244,698	13,695,236

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984
未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,187,064	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	23	59
評価・換算差額等合計	23	59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )	当事業年度 ( 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 )
営業収益		
委託者報酬	8,393,214	8,777,428
受入手数料	40,555	45,394
運用受託報酬	2,510,105	2,378,824
投資助言報酬	59,261	21,832
その他収益	12,000	12,000
営業収益合計	11,015,136	11,235,478
営業費用		
支払手数料	2,517,590	2,660,380
広告宣伝費	41,242	36,916
公告費	1,000	450
調査費	2,550,720	2,547,977
調査費	1,131,594	1,225,558
委託調査費	1,419,125	1,322,418
委託計算費	484,829	494,351
営業雑経費	136,903	121,497
通信費	17,625	15,212
印刷費	100,775	86,903
協会費	10,503	11,119
諸会費	7,999	8,261
営業雑費	0	0
営業費用合計	5,732,285	5,861,573
一般管理費		
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	98	5,793
受取配当金	41	160
投資有価証券償還益	330	128
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 2,098	<sup>1</sup> 2,155
雑益	1,095	1,798
営業外収益合計	3,663	10,036
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	7
投資有価証券償還損	215	173
為替差損	766	524
雑損失	2,125	268
営業外費用合計	3,107	973
経常利益	1,314,926	1,230,432
特別損失		
減損損失	-	<sup>2</sup> 14,968
税引前当期純利益	1,314,926	1,215,464
法人税、住民税及び事業税	331,791	329,874
法人税等調整額	70,102	34,874
法人税等合計	401,893	364,748
当期純利益	913,033	850,715

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当期変動額					
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562
当期純利益			913,033	913,033	913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	395	395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	371	371	371
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	23	23	9,701,824

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当期変動額					
剰余金の配当			913,016	913,016	913,016
当期純利益			850,715	850,715	850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	62,300	62,300	62,300
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23	23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	62,337
当期末残高	59	59	9,639,487

## [注記事項]

## （重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

## （貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	167,991千円	218,091千円
器具備品	326,602千円	398,589千円

## （損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円

## 2 減損損失関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

ソフトウェア	14,968千円
--------	----------

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

## （リース取引関係）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

## 前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）投資有価証券 その他有価証券	3,966	3,966	-
（2）長期差入保証金	300,000	270,690	29,309
資産計	303,966	274,656	29,309

## 当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）投資有価証券 その他有価証券	1,913	1,913	-
（2）長期差入保証金	300,000	253,900	46,099
資産計	301,913	255,813	46,099

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,000	3,008	-

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913
資産計	-	1,913	-	1,913

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

## 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900
資産計	-	-	253,900	253,900

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	245
小計	2,755	3,000	245
合計	3,966	4,000	33

当事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	87
小計	1,913	2,000	87
合計	1,913	2,000	87

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	992	-	7

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	231,980	千円
退職給付費用	169,112	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,100	"
前払年金費用の期末残高	474,192	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円
年金資産	1,292,266	"
	474,465	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"
前払年金費用	474,192	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	169,112	千円
----------------	---------	----

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	474,192	千円
退職給付費用	42,092	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	73,199	"
前払年金費用の期末残高	505,299	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	1,289,647	"
	505,572	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"
前払年金費用	505,299	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,092	千円
----------------	--------	----

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円
未払事業税	18,407	"	12,282	"
資産除去債務	70,124	"	72,340	"
ソフトウェア	88,151	"	72,897	"
未払賃借料	10,592	"	-	"
その他	30,106	"	36,191	"
繰延税金資産小計	275,987	"	254,068	"
評価性引当額	70,124	"	72,340	"
繰延税金資産合計	205,863	"	181,728	"
繰延税金負債				
資産除去費用	54,076	"	50,727	"
前払年金費用	145,197	"	159,270	"
繰延税金負債合計	199,274	"	209,997	"
繰延税金資産の純額	6,588	"	28,269	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

## （持分法損益等）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
期首残高	228,527	千円	229,016	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	489	"	490	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	-	"
期末残高	229,016	"	229,506	"

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内 2-1-1	50,000	生命 保険 業	(被所有) 直接 100	資産運用 サービスの 提供、当社 投信商品の 販売、及び 役員の兼任	運用 受託 報酬	523,182	未収 運用 受託 報酬	299,061
							支払 手数料	592,043	未払 手数料	204,453

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引 の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内 2-1-1	-	生命 保険 業	(被所有) 直接 100	資産運用 サービスの 提供、当社 投信商品の 販売	運用 受託 報酬	503,648	未収 運用 受託 報酬	268,290
							支払 手数料	648,559	未払 手数料	230,821

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額(千円)	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第1条第1項第3号並びに同規則第282条・第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,020,024
未収委託者報酬	1,963,669
未収運用受託報酬	694,199
未収投資助言報酬	1,893
その他	355,142
流動資産合計	11,034,928
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,482,227
器具備品	1,134,343
建設仮勘定	88,391
有形固定資産合計	704,962
無形固定資産	
ソフトウェア	150,484
ソフトウェア仮勘定	15,301
無形固定資産合計	165,785
投資その他の資産	
投資有価証券	3,278
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	20,215
前払年金費用	542,723
投資その他の資産合計	866,217
固定資産合計	1,736,965
資産合計	12,771,894

当中間会計期間末  
(2025年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

預り金	1,635,221
未払手数料	771,149
未払法人税等	196,173
賞与引当金	210,044
その他	<sup>2</sup> 484,301
流動負債合計	3,296,889

## 固定負債

資産除去債務	229,752
繰延税金負債	46,407
固定負債合計	276,159

## 負債合計

3,573,049

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783

## 利益剰余金

利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,508,829
利益剰余金合計	4,683,870

## 株主資本合計

9,198,654

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	190
評価・換算差額等合計	190

## 純資産合計

9,198,844

## 負債・純資産合計

12,771,894

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,418,586
受入手数料	22,634
運用受託報酬	1,200,495
投資助言報酬	4,382
その他収益	13,350
営業収益合計	5,659,449
営業費用	
支払手数料	1,397,593
その他営業費用	1,568,788
営業費用合計	2,966,382
一般管理費	<sup>1</sup> 2,120,034
営業利益	573,032
営業外収益	<sup>2</sup> 10,652
営業外費用	45
経常利益	583,639
税引前中間純利益	583,639
法人税、住民税及び事業税	155,801
法人税等調整額	18,023
法人税等合計	173,824
中間純利益	409,815

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547
当中間期変動額	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	850,708	850,708	850,708
中間純利益	-	-	409,815	409,815	409,815
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	440,893	440,893	440,893
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,508,829	4,683,870	9,198,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	59	59	9,639,487
当中間期変動額	-	-	-
剰余金の配当	-	-	850,708
中間純利益	-	-	409,815
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	250	250	250
当中間期変動額合計	250	250	440,643
当中間期末残高	190	190	9,198,844

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
<b>其他有価証券</b>	
<b>時価のあるもの</b>	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
<b>定額法</b>	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物          6年～18年	
器具備品    3年～20年	
(2)無形固定資産	
<b>定額法</b>	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. 重要な収益及び費用の計上基準	
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定められた料率を乗じた金額を収益として認識しています。	

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	243,141千円
器具備品	430,965千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	60,521千円
無形固定資産	34,948千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	1,999千円
受取利息	7,391千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	850,708,254円	45,042円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1年内	452,356
1年超	1,731,421
合計	2,183,777

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,278	3,278	-
(2) 長期差入保証金	300,000	252,843	47,156
資産計	303,278	256,121	47,156

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
その他の有価証券	-	3,278	-	3,278
資産計	-	3,278	-	3,278

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	252,843	252,843
資産計	-	-	252,843	252,843

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

当中間会計期間末（2025年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,298	2,000	298
小計	2,298	2,000	298
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	979	1,000	20
小計	979	1,000	20
合計	3,278	3,000	278

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	229,506千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	245千円
当中間会計期間末残高	<u>229,752千円</u>

## (賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	4,418,586	22,634	1,200,495	4,382	13,350	5,659,449

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	487,046円36銭
1株当たり中間純利益金額	21,698円26銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益金額(千円)	409,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	409,815
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	
第四北越証券株式会社 1	600	
楽天証券株式会社	19,495	
松井証券株式会社	11,945	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
株式会社関西みらい銀行	38,971	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
全国信用協同組合連合会 2	123,715	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

1 新規販売を停止しています。

2 全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

## (3) 投資顧問会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
りそなアセットマネジメント株式会社	1,000	投資運用業、投資助言・代理業（投資助言業）を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

名称、資本金の額および事業の内容

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

### 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

### 資本関係

該当ありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当特定期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 5月16日	臨時報告書
2025年 6月16日	臨時報告書
2025年 7月16日	臨時報告書
2025年 8月 8日	有価証券届出書
2025年 8月 8日	有価証券報告書
2025年 8月19日	臨時報告書
2025年 9月17日	臨時報告書
2025年10月17日	臨時報告書

**独立監査人の監査報告書**

2025年6月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小林 広樹

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長澤 茂宣

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の2025年5月10日から2025年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の2025年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2025年11月14日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三輪 登信指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 広樹**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。